

朝霞市野球連盟規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、朝霞市野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は、会長の指定するところに置く。

(加盟)

第3条 本連盟は、朝霞市スポーツ協会に加入するものとする。

2 本連盟は、埼玉県野球連盟に加入するものとする。

3 本連盟は、埼玉県野球連盟南部連合会に加入するものとする。

4 本連盟は、朝霞地区野球連盟連合会に加入するものとする。

(目的)

第4条 本連盟は、アマチュアスポーツとして正しい野球を普及し健全な発展を図るとともに、会員相互の親睦と心身の鍛練、青少年の健全育成を目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的達成のために、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 軟式野球大会の開催

(2) 埼玉県野球連盟主催の野球大会参加

(3) 埼玉県野球連盟南部連合会主催の野球大会参加

(4) 朝霞地区野球連盟連合会主催の野球大会参加

(5) 野球の普及発展及び技術向上に関する事項

(6) 審判員の交流と審判技術の向上を図るための講習会等の開催

(7) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(資格)

第6条 本連盟の会員は、社会人チーム、中学生チーム、学童チーム、役員及び審判員とする。

2 社会人チームは、中学校を卒業した者であって、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、元職業野球競技者にあつては、(公財)全日本軟式野球連盟競技者規程及び同細則の規定に準ずるものとし、学生・生徒にあつては、学校その他の連盟に登録されている者を除き登録は認める。

(1) 職域チームは、朝霞市内に所在する官公庁、会社、商店、工場等に勤務する者のみによって編成するチーム。又は、同一企業に勤務する者が登録人員の3分の2以上で編成するチーム。

(2) クラブチームは、朝霞市内及び埼玉県内・隣接都県に居住又は勤務、通学する者のみによって編成するチーム。なお、県内居住者及び隣接都県居住者の登録は、大会登録者の3分の1以内とする。

(3) 壮年チームは、40歳以上の者のみによって編成するチーム。この場合、前2号に規定する職域チーム又はクラブチームあるいはその競技者として重複して登録することができる。なお、県内居住者及び隣接都県居住者の登録は、大会登録者の3分の1以内とする。

3 中学生チームは、学校単位のチームとする。

4 学童チームは、朝霞市在住又は在学者が学年ごとに大会出場登録者の3分の2以上の人数で編成する小学生チームとする。

(組織)

第7条 本連盟は、第6条の会員をもって組織する。

(大会出場人数)

第8条 会員としてのチーム(以下「チーム」という。)が大会に出場できる人数は、監督及び主将を含め30人以内とする。また、学童については監督・コーチを含めず、選手30人以内登録することができる。ただし、県大会等対外試合については、この限りでない。

(加盟)

第9条 チームは、年度毎に朝霞市野球連盟選手登録名簿(様式第1号)を本連盟が定める期日に提出しなければならない。

2 チームは、前項の規定により本連盟に加盟した後に、競技者の変更又は新規登録をしようとするときは、選手登録変更及び新規登録等届(様式第2号)を本連盟が定める期日に提出しなければならない。

3 登録された競技者は、年度中において他のチームへの登録はできないものとする。ただし、学童チームについては別に定めるものとする。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当したときは、その資格を失う。

(1) 第6条第2項から第4項までのいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 自ら脱退の意志を表明したとき。

(3) 除名の処分がとられたとき。

(4) 登録費又は会費を未納のとき。

(5) 1年間欠場したとき。

第3章 役員

第11条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 若干名

(5) 理事 若干名

(6) 事務局長 1名

(7) 庶務 若干名

(8) 審判長 1名

(9) 副審判長 若干名

(10) 会計 若干名

(11) 監事 2名

2 本連盟に、審判技術指導員を置くことができる。

3 本連盟に、相談役を置くことができる。

第12条 会長及び副会長は、総会において選出する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 相談役は、理事会において推薦する。

第13条 理事は、会長が指名する。

第14条 理事長及び副理事長は、理事の中から互選により選出する。

第15条 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。

2 理事長は、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

第16条 理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮ることのできないときは、これを執行することができる。この場合には、次の理事会で承認を得なければならない。

第17条 理事長は、理事の中から事務局長、庶務、審判長、副審判長、会計、審判技術指導員を指名する。なお、監事は、理事会において選出する。

第18条 事務局長は、本連盟の事務を執行する。

2 庶務は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 審判長は、大会運営を統括し執行する。

4 副審判長は、審判長を補佐し、審判長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会計は、会計事務を執行する。

6 監事は、会計を監査する。

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員の任期が満了しても、後任の役員が就任するまではその職務を行う。

第4章 会 議

第20条 本連盟運営のため、次の各号に掲げる会議を設ける。

(1) 総 会

(2) 理事会

第21条 総会は会長が招集し、次の各号に掲げる事項を審議の上、決定する。

(1) 事業報告及び決算報告

(2) 予算及び事業計画

(3) 規約の改廃

(4) 役員の選任及び改選

(5) その他、重要事項

第22条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。

第23条 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開会することはできない。

第24条 理事会の議事は、出席理事の過半数の承認をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 会 計

(会計)

第25条 本連盟の経費は、登録費、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(登録費)

第26条 登録費は、社会人チーム及び学童チームにおいては8,000円、中学生チームは3,000円とし、第9条第1項の規定に基づく期日に、朝霞市野球連盟選手登録名簿に添えて納入するものとする。

(会費)

第27条 会費は、年間Aクラス40,000円、Bクラス30,000円、Cクラス27,000円、Dクラス及び壮年の部25,000円、中学生チーム及び学童チームについては、別に定めるものとし、前条の規定に基づく登録費に添えて納入するものとする。

第28条 本連盟に、次の各号に掲げる帳簿等を常置する。

(1) 金銭出納簿

(2) 役員名簿

(3) 会員名簿

第29条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第6章 表 彰

第30条 本連盟は、本連盟の発展に寄与した者に対し、表彰することができるものとする。

第7章 規 律

(規律)

第31条 チーム及びその構成員は、本規約及び関係規定等に違反することはできない。

第32条 チーム及びその構成員が、前条に違反したときは、理事会において除名又は、大会への出場停止、その他の処分をすることができる。

(委任)

第33条 本規約の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規約は、昭和45年 3月 1日から施行する。

この規約は、昭和50年 3月 1日から施行する。

この規約は、昭和51年 3月 1日から施行する。

この規約は、昭和52年 3月 1日から施行する。

この規約は、昭和53年 3月10日から施行する。

この規約は、昭和56年 2月14日から施行する。

この規約は、昭和60年 2月16日から施行する。

この規約は、昭和62年 2月18日から施行する。

この規約は、平成 5年 2月11日から施行する。

この規約は、平成 8年 3月10日から施行する。

この規約は、平成11年 2月14日から施行する。

この規約は、平成15年 2月 9日から施行する。

この規約は、平成16年 2月 8日から施行する。

この規約は、平成22年 2月 7日から施行する。

この規約は、平成24年 2月 5日より施行する。

この規約は、令和 5年 2月26日より施行する。

この規約は、令和 6年 2月 4日より施行する。